

■回答者 鮫島正洋  
弁護士・弁理士  
■相談者 Aさん  
会社を経営する社長

# 知的財産を守る

あなたの  
知的財産、  
大丈夫  
ですか？

今月の  
相談

## 権利の範囲を定める「クレーム」に注意！

「前回のあらすじ」誤差表示機能付き歩数計「あ  
るきメデス」の特許を出願中のA社長。商標登  
録も済み、順調に売り上げを伸ばしていますが、  
他社が発売した類似品の動きが気になります。

先生、先日出願した特許について「特許  
査定」が送られてきたという報告が特許  
事務所からありました！

おめでとうございます。1~3年分の特  
許料を納付すれば特許権として登録され  
ますよ。

タイミングを同じくして、歩数誤差表示  
機能付きの歩数計（類似品）が他社から  
も発売されました。この特許で止めら  
れるということですね。

まあ、理屈上はそういうことです。  
ん？ダメなこともあるのですか？

ちょっと特許の書類を見せてください。  
特許公報の一一番先頭に記載されているの  
が特許請求の範囲、俗に「クレーム」と  
いわれる権利範囲を記述する記述部分で  
す。誤差表示機能については「歩数の誤  
差レベルを推測して表示する」と記述さ  
れていますね。

当社方式では、正確に測定できたと判断  
した場合は、レベル「A」と表示します。  
その目安は±5%以内を想定しています。  
順にレベル「B」「C」と表示され……。

まさに「誤差・レベル」が表示されるので  
すね。

他方、模倣品は誤差そのものが表示され  
ます。「5000±340歩」というイ  
メージです。

クレームというのはやっかいな代物で、  
一文字でも外せば類似品であつ  
て、特許侵害ではなく、合法的に製造で  
きるということですか？

つまり、一文字でも外せば類似品であつ  
ても、特許侵害ではなく、合法的に製造で  
きるということですか？

です。

（特許明細書を読み始める）……。うん、  
これだつたらいいけ！ 今から分割出願  
して、今回の類似品を含められるクレ  
ームに書き直しましょう。

分割出願？ なんですか、それは？

特許査定膳本の送達から30日以内であ  
れば、特許出願のレブリカをつくることが  
できるのです。レプリカだけれど、クレ  
ームは書き直せるのです。

すでに特許査定になつているのに、そん  
なことが可能なんですか。  
もつとも、特許料を納付する前に限るの  
ですが……。

早速、指示を特許事務所に出します。こ  
れからは、先生もクレーム作成に関与し  
てくださいね。

さめじま・まさひろ  
弁護士・弁理士。エン  
ジニアなどを経て、  
2004年内田・鮫島法律  
事務所を設立。現在に  
至る。12年知財功労賞  
受賞。著書多数。小説  
『下町ロケット』の神  
谷弁護士のモデルとし  
ても有名。